

民生協議会協議事項

〔 日時 令和4年11月21日(月)
午前10時
場所 第三委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 八戸市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について
- 2 八戸市津波避難計画の改定について
- 3 八戸市職員の定年等に関する条例等の一部改正等（案）に伴う八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（案）の概要について

八戸市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例に係る専決処分について

1. 理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、規定を整理するため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものの

2. 改正の内容

(1) 概要

八戸市子ども・子育て会議条例において引用している子ども・子育て支援法の規定について、同法の一部改正により条項ズレが生じたことから、規定の整理をするもの。

当該条文は、子ども・子育て会議の設置、組織、権限及び運営、市町村等の合議制機関の設置努力義務を定めており、子ども・子育て会議設置の法的根拠となるものである。

新	旧
○子ども・子育て支援法	○子ども・子育て支援法
第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。	第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。	一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。	二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。	三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。	四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえないといけない。	2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえないといけない。
3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。	3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
： ： 《略》	： ： 《略》

八戸市子ども・子育て会議条例第1条及び第2条について、子ども・子育て支援法「第77条第1項」を「第72条第1項」とする。

(2) 施行期日

令和5年4月1日から施行

3. 処分年月日

令和4年11月10日

八戸市津波避難計画の改定について

1. 計画改定の趣旨・経緯

本計画は、津波から市民の生命・身体の安全を確保することを目的とし、住民が迅速かつ円滑に避難するための避難対象地域や避難場所、避難路などを定めたものであり、令和3年5月に青森県が最大クラスの津波浸水想定の見直しを行ったことから、本計画を改定するものである。

なお、今回、津波浸水想定区域が大幅に拡大したことにより、津波避難ビルやタワー等を増やす必要性はあるものの、これら避難施設の整備を待っているのは計画の改定に時間を要することから、いつ起こるか分からない津波の危険性や避難場所等を早期に市民に示すため、現時点での津波避難ビルやタワーで計画を改定し、避難施設の不足等については今後の課題として整理した。

2. 改定までの経過

計画改定に当たっては、住民や事業者への説明会のほか、大学教授で構成する有識者意見聴取会での意見聴取、パブリックコメントを経て改定した。

(1) 改定経過

月	内容
5月～6月	住民説明会（16地区）、事業者説明会（6団体）
8/19	有識者意見聴取会（1回目）
9/1～9/14	パブリックコメント
9/28	有識者意見聴取会（2回目）
11月	改定

(2) 住民説明会における主な意見

- ・津波到達時間までに浸水想定区域外への徒歩避難が困難であるため、津波避難ビルや津波避難タワーを増やして欲しい。
- ・車による避難や橋を渡っての避難を認めて欲しい。
- ・高齢者等の要配慮者の避難について対策を講じて欲しい。

(3) 有識者意見聴取会での主な意見

- ・避難困難地域の方々に避難困難地域を示すときはその対策をセットで説明した方が良い。
- ・津波の際は何をどうすれば良いのかを計画とは別に作成した方が良い。
- ・防災教育を充実させるためにも学校の先生へ情報を提供していった方が良い。

＜八戸市津波避難計画改定に係る有識者意見聴取会＞

【趣旨】 計画改定に当たり学識経験者等から幅広く意見を聴取するため設置

【委員】 ①八戸工業大学 教授 宮腰 直幸

②八戸学院大学 講師 井上 丹

③青森中央学院大学 准教授 中村 智行

(4) パブリックコメントの実施結果

- ① 意見総数 意見提出者：2名、意見件数：2件
- ② 意見の内容と回答

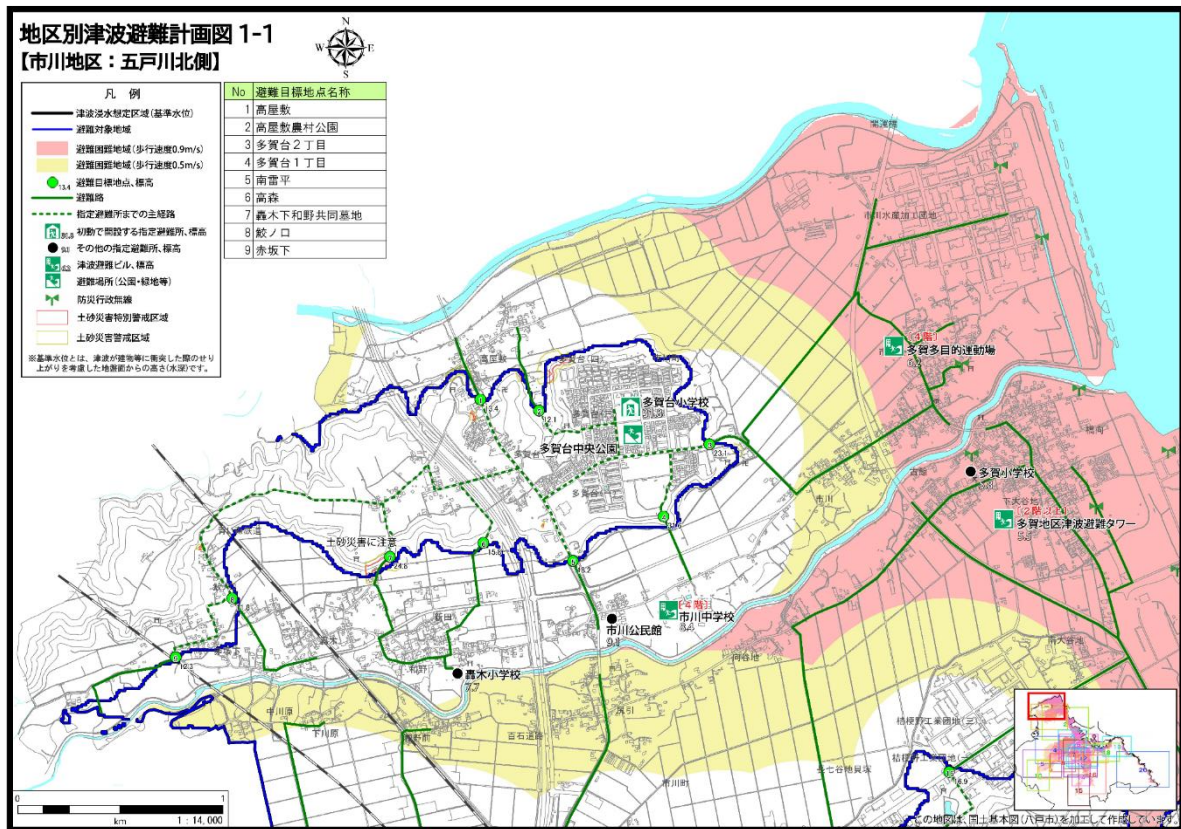
意見	回答
第一波、最大波、津波影響開始時間について、3種類の時間があって分かりづらいので1つだけにした方がよい。	重要な情報であるためそのままの記載とするが、なぜ3種類の時間を記載しているのかの説明を追記する。
三条小学校までは遠いため、西園小学校を何かしらの避難場所として設定しておく必要があるのではないか。	西園小学校は津波避難ビルの指定を進めていく、また、民間施設についても調査し、適切な施設がない場合は必要に応じて避難タワー等の整備を検討する。

3. 津波避難計画図の配布

計画中に示した津波避難計画図(避難場所や避難路等を示した図面を地域別に作成)は、今年度中に津波浸水想定区域内の各世帯に配布する予定としている。

配布先及び配布数(見込み)：津波浸水想定区域内にある全戸約53,000世帯

<参考：地区別避難計画図(市川地区：五戸川北川)>

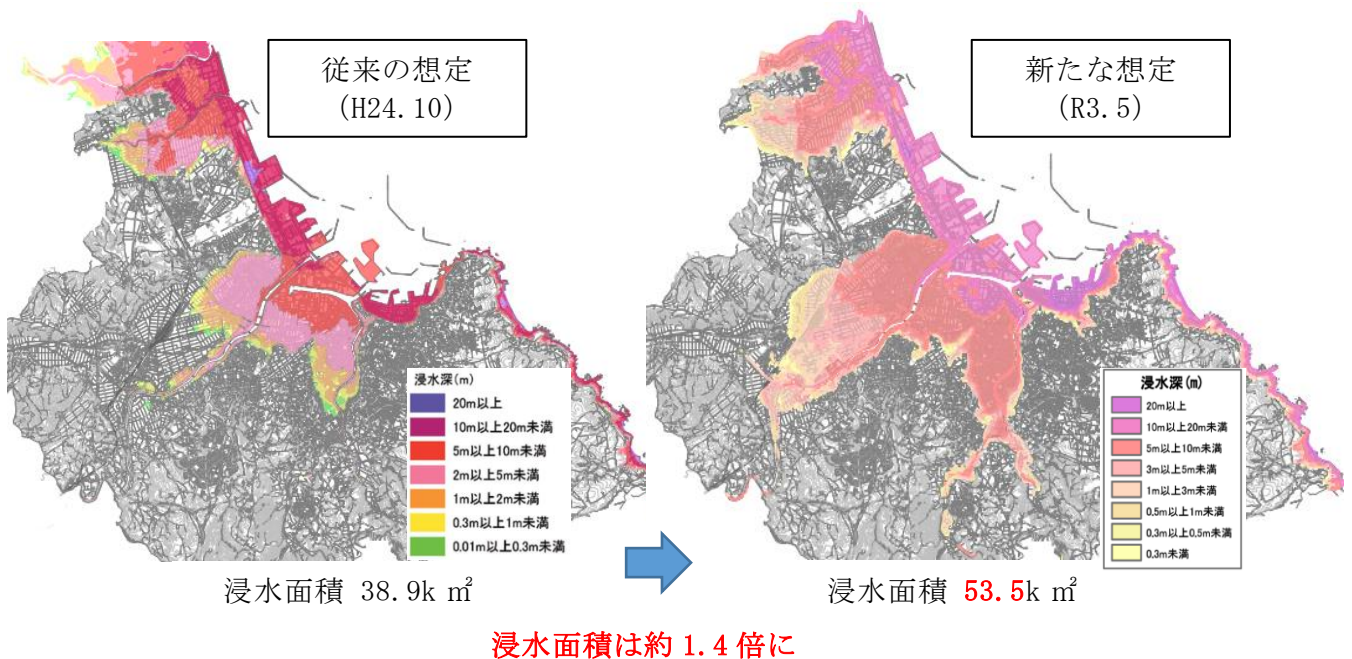


4. 改定のポイント

(1) 新たな津波浸水想定

令和3年5月に県が公表した新たな津波浸水想定では、これまでの想定に比べて浸水域が1.4倍に拡大したほか、津波の到達時間も早くなっている。

【津波浸水想定】



【津波到達予想時間】

代表地点	現行版					改定版				
	第一波		最大波(第二波以降)		津波影響 開始時間	第一波		最大波(第二波以降)		津波影響 開始時間
	津波の水位	到達時間	津波の水位	到達時間		津波の水位	到達時間	津波の水位	到達時間	
市川	16.0m	52分	第一波が最大	同左	14分	11.6m	38分	16.0m	52分	14分
橋向	16.9m	51分	第一波が最大	同左	15分	11.9m	41分	16.9m	51分	15分
北沼	15.0m	54分	第一波が最大	同左	16分	12.4m	39分	15.7m	178分	16分
豊洲	12.6m	50分	第一波が最大	同左	15分	10.8m	41分	16.5m	185分	15分
新湊	13.9m	52分	第一波が最大	同左	15分	11.5m	38分	21.0m	183分	15分
鮫・白銀	9.6m	51分	第一波が最大	同左	16分	10.0m	40分	19.2m	182分	16分
白浜	20.9m	46分	第一波が最大	同左	15分	11.3m	33分	20.9m	46分	15分
深久保	16.4m	46分	第一波が最大	同左	15分	10.1m	33分	16.4m	46分	15分
種差	16.8m	45分	第一波が最大	同左	15分	10.1m	32分	16.8m	45分	15分
法師濱	18.7m	45分	第一波が最大	同左	14分	10.0m	33分	18.7m	45分	6分
大久喜	18.1m	45分	第一波が最大	同左	14分	10.2m	32分	18.1m	45分	14分
金浜	20.3m	44分	第一波が最大	同左	13分	10.7m	32分	20.3m	44分	13分

⇒ 全ての代表地点において、第一波到達時間が早くなっている

(2) 避難対象地域

新たな津波浸水想定に伴い、避難対象地域を見直した。(赤字が新たな対象エリア)

町名・大字	小字
大字市川町	下揚、下大川端、上大川端、船場川原、下田塚の一部、下中平沖、上中平沖、北谷地、坂ノ下、高屋敷の一部、稲荷岱の一部、堂ノ下、市川後、姥懐、北雷平の一部、市川、中谷地、南雷平の一部、菖蒲谷地、高森の一部、菅谷地の一部、大沢下の一部、新田、稲荷下の一部、鮫ノ口の一部、轟木の一部、夏秋、赤畑、和野、轟木前、高丁場の一部、橋向、古館、赤川下、尻引、下川原、中川原、上川原の一部、上大谷地、下大谷地、壁取下、向谷地前、向谷地、赤川、南尻引、和野前、轟木前谷地、田ノ沢下の一部、浜、南大谷地、長七谷地の一部、吹上沖、堤下、クゴ谷地、新堀、藁田柳、鍋沢尻の一部、小鍋下の一部、上水目沢、水目沢の一部、尻引前山の一部、尻引堤下、 高田、尻引堤沢の一部、赤坂下の一部、和野前山の一部
桔梗野工業団地	一丁目の一部、二丁目の一部、三丁目の一部
八太郎	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目
日計	一丁目、二丁目の一部、三丁目の一部、四丁目、五丁目
高州	一丁目、二丁目
下長	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目
小田	一丁目の一部、二丁目の一部
石堂	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目
長苗代	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目
大字長苗代	太古殿、島ノ後、観音堂、狐田、島ノ前、下中坪、コブノ木、二分谷地、制札前、内前田、内舟渡、元木、窪田、藁河原、下明戸、 二日市、鰻苗代、化石、下亀子谷地、下碓田、紺屋町、上亀子谷地、上中坪、上碓田の一部、前田、大谷地、谷地、中坪、天狗柳の一部、幕ノ内
卸センター	一丁目、二丁目
大字尻内町	尻内河原、沢ノ田、尻内、前河原、表河原の一部、下川原、中川原、中崎の一部、上川原の一部、大川原の一部、 六百刈、八百刈、メドツ河原の一部、下谷地、家口田、鴨ヶ池の一部、鴨田、館田の一部、根市内矢沢の一部、尻細、新井田新田の一部、新往名添、新川下の一部、人形場の一部、前谷地の一部、前明戸、善右エ門堰、鼠田の一部、中堰、中根市の一部、中道の一部、堤下の一部、田端前、島田、内矢沢の一部、馬場、平中、平中下、平中後、明戸の一部、矢沢の一部
一番町	一丁目の一部、二丁目、三丁目の一部
河原木	
大字河原木	海岸、青森谷地、北沼、浜名谷地、蓮沼、小田平の一部、竹ノ沢の一部、中崎の一部、八太郎山の一部、八太郎、濃谷地、南町、中島、高館前の一部、高館根前、前谷地、谷地田、日渡、玉谷地、神才、五反田、河原木後、千刈田、観音堂、千刈、館、赤沼、荒沼、石仏、宇兵衛河原、遠山新田、内河原、川目、 館合堤下の一部、小館の一部、小田の一部、大谷地の一部、日計の一部
豊洲	
沼館	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目
大字沼館	浜梨子河原
城下	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目
内丸	一丁目の一部、二丁目の一部、三丁目の一部
売市	三丁目の一部、四丁目の一部
大字売市	橋場、馬場河原の一部、小待の一部、右水門下の一部、鴨ヶ池、観音下、左水門下、 興遊下の一部
根城	九丁目の一部
大字根城	西ノ沢の一部、河原、下町の一部、ヌタゴ、根城の一部、 東構の一部
大字田面木	後河原、船場道下の一部、中明戸、 王城林の一部、下田面木の一部、上田面木の一部、赤坂の一部、前田表の一部、堤下の一部、法霊林の一部
大字八幡	矢沢向、中砂子、八ツ役、古川、下川苗代、 下陳屋の一部、下樋田の一部、古川上、州寄ヤ崎の一部、上鶴対の一部、上川苗代の一部、千刈田の一部
江陽	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目
小中野	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目
柏崎	一丁目、 二丁目 、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目
青葉	一丁目、二丁目、三丁目
諏訪	一丁目、二丁目、三丁目
類家	一丁目の一部、二丁目の一部 、三丁目、四丁目、五丁目
大字類家	堤端の一部、堤田の一部
南類家	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目

町名・大字	小字
田向	一丁目の一部、二丁目、三丁目、四丁目の一部、五丁目
大字田向	館越下の一部、向河原の一部、向平の一部、十二役の一部、檀ノ平の一部
新井田西	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目
大字新井田	川原の一部、下鷹待場の一部、塩入下の一部、鷹清水の一部、寺沢下の一部、重地下、八幡川原、塩入の一部、横町の一部、外館の一部、館下の一部、館平の一部、岩淵の一部、古館、古戸沢の一部、後庵、寺ノ上の一部、寺沢の一部、重地の一部、西平の一部、赤御堂前の一部、中町の一部、畑中の一部、法光野、門前の一部
大字湊町	下条の一部、館鼻の一部、大沢の一部、本町の一部、上ノ山の一部、汐越の一部、柳町、久保の一部、上中道の一部、赤坂の一部、下河原の一部、ホロキ長根の一部、中道の一部、縄張の一部
新湊	一丁目、二丁目、三丁目
大字白銀町	三島下、大沢片平、大沢頭の一部、三島上の一部、洲賀端、北側本町、下夕通、昭和町、人形沢の一部、右岩淵通の一部、砂森の一部、寺ノ後の一部、小沼の一部、新町通の一部、大久保道、沢向の一部、田端の一部、南ヶ丘の一部、浜崖の一部、堀ノ外の一部、堀ノ内の一部、木戸場の一部
白銀	一丁目、二丁目、三丁目の一部、四丁目の一部、五丁目の一部
築港街	一丁目、二丁目
築港街 第一ふ頭	
大字鮫町	日出町、二子石、林通、二見町の一部、忍町、持越沢、住吉町、ハンノ木沢の一部、冷水、上手代森、上鮫、下手代森の一部、鮫、下松苗場の一部、下盲久保の一部、小舟渡平の一部、先祖ヶ久保の一部、古馬屋尻の一部、日蔭沢の一部、姥懐の一部、妻ノ神の一部、石株の一部、堀込の一部、横道通の一部、館越の一部、舟渡ノ上の一部、赤コウの一部、中道の一部、棚久保の一部、葛ノ芽の一部、館ノ下の一部、外ノ沢の一部、大槻窪の一部、種差、熊野林の一部、堀込下の一部、遙望石の一部、高岩の一部、鬼場平の一部、狐平の一部、海端の一部、冷水平の一部、子猪越の一部、安川目の一部、大作平の一部、石仏沢の一部、下柏木森の一部、下須田の一部、居合の一部、小長根の一部、上松苗場の一部、福沢久保の一部、継久保の一部
大字金浜	下山の一部、郷路道、細久保の一部、下作目的一部分、舟戸ノ上的一部分、一ノ久保的一部分、塩竈的一部分
大字櫛引	一日市の一部、鳥沢の一部、下河原の一部、下矢倉の一部、館神の一部、櫛引の一部、小沢田の一部、上川原の一部、川中島の一部、前田の一部、沢田の一部、中瀬川原の一部、明戸河原の一部、矢倉沢の一部
大字上野	下明戸の一部、上明戸の一部、上野の一部
岩泉町	一部
窪町	一部
朔日町	一部
十一日町	一部
十八日町	一部
常海町	
堤町	一部
堀端町	一部
長根	二丁目的一部分、三丁目的一部分、四丁目的一部分
吹上	一丁目的一部分
大字中居林	館越山的一部分
大字石手洗	下河原的一部分、京塚的一部分、向河原的一部分、斎郷的一部分、上河原的一部分、上平的一部分、石手洗的一部分、前河原的一部分、天狗向河原的一部分
大字十日市	鳥沢向、姥岩的一部分、下樋田、花水河原的一部分、黒坂的一部分、黒坂前的一部分、上樋田的一部分、西的一部分、赤御堂的一部分、茶立場的一部分
大字松館	岡田前的一部分、細越的一部分、細越前的一部分、山下的一部分、辰ヶ口的一部分、籠田的一部分、籠田前的一部分
大字是川	稲荷下河原的一部分、下神田的一部分、館ノ内的一部分、権現堂向的一部分、十役下タ的一部分、春日河原的一部分、助五郎下タ的一部分、小川代的一部分、上神田的一部分、赤沼的一部分、川端的一部分、中居河原的一部分、長才河原的一部分、天狗河原的一部分、田中河原的一部分、櫛館的一部分、堀田的一部分、明土的一部分、猶森的一部分
大字大久保	サクロツ的一部分、夏川戸的一部分、坂ノ上的一部分、坂ノ脇的一部分、袖ノ沢的一部分、沢目的一部分
大字妙	古戸的一部分、丹内下的一部分

(3) L2津波における町字別の津波浸水開始予想時間 ※今回の改定において新たに設定津波からの避難を検討するにあたっては、自宅や職場等から津波浸水想定区域の外や高台等の安全な場所までの距離や所要時間を事前に把握しておくことが重要である。

これら一人ひとりの具体的な避難行動の参考にしてもらうべく、市独自調査として、町字単位で津波の浸水が始まる予想時間を計画中に示した。

(県の津波浸水想定では沿岸の代表地点における津波到達時間は示されているものの、陸域での到達時間は示されていないため、市独自調査により設定したもの)

<各町字別の津波浸水開始予想時間(抜粋)>

町名・大字 小字	津波浸水開始予想時間[分]	町名・大字 小字	津波浸水開始予想時間[分]	町名・大字 小字	津波浸水開始予想時間[分]
大字市川町字赤川	42	大字市川町字赤川下	38	大字市川町字赤坂下	188
大字市川町字赤畑	40	大字市川町字市川	33	大字市川町字市川後	35
大字市川町字稲荷下	185	大字市川町字稲荷岱	43	大字市川町字姥懐	38
大字市川町字大沢下	45	大字市川町字壁取下	36	大字市川町字上大川端	35
大字市川町字上大谷地	35	大字市川町字上川原	125	大字市川町字上中平沖	37
大字市川町字上水目沢	179	大字市川町字北雷平	39	大字市川町字北谷地	37
大字市川町字クゴ谷地	42	大字市川町字小鍋下	182	大字市川町字坂ノ下	38
大字市川町字鮫ノ口	185	大字市川町字下揚	28	大字市川町字下大川端	32

(4) 避難場所の見直し

① 大津波警報時に初動で開設する指定避難所の見直し

これまで大津波警報時に初動で開設する指定避難所としていた白銀小学校や鮫公民館等は津波浸水想定区域に含まれたため、津波浸水想定区域外の指定避難所に変更するなどの見直しを行った。

ア 見直し前【30か所】

No	指定避難所	No	指定避難所	No	指定避難所
1	吹上小学校	11	<u>西園小学校</u>	21	八戸市公民館
2	湊小学校	12	桔梗野小学校	22	<u>白銀公民館</u>
3	<u>青潮小学校</u>	13	多賀台小学校	23	<u>鮫公民館</u>
4	<u>白銀小学校</u>	14	第一中学校	24	<u>上長公民館</u>
5	白鷗小学校	15	湊中学校	25	<u>柏崎公民館</u>
6	鮫小学校	16	鮫中学校	26	大館公民館
7	種差小学校	17	北稜中学校	27	湊公民館
8	金浜小学校	18	大館中学校	28	<u>八戸シーガルビューホテル</u>
9	高館小学校	19	県立八戸工科学院	29	南部山健康運動センター体育館
10	日計ヶ丘小学校	20	県立八戸東高等学校	30	種差少年自然の家

※下線は見直した指定避難所

※白銀小学校、西園小学校、白銀公民館、鮫公民館、上長公民館、柏崎公民館は新たな浸水想定区域に含まれたため見直し

※青潮小学校は地域バランスを考慮して見直し

※八戸シーガルビューホテルは閉館に伴う見直し

イ 見直し後【33 か所】

No	指定避難所	No	指定避難所	No	指定避難所
1	吹上小学校	12	田面木小学校	23	県立八戸工科学院
2	湊小学校	13	中居林小学校	24	県立八戸東高等学校
3	白鷗小学校	14	多賀台小学校	25	八戸市公民館
4	鮫小学校	15	第一中学校	26	大館公民館
5	種差小学校	16	湊中学校	27	湊公民館
6	金浜小学校	17	鮫中学校	28	南部山健康運動センター体育館
7	高館小学校	18	北稜中学校	29	種差少年自然の家
8	日計ヶ丘小学校	19	大館中学校	30	農業経営振興センター
9	桔梗野小学校	20	白銀中学校	31	八戸市公会堂
10	三条小学校	21	白銀南中学校	32	八戸ポータルミュージアム(はっち)
11	根城小学校	22	三条中学校	33	中居林コミュニティセンター

※赤字は見直した指定避難所

② 津波避難ビル

これまで指定されていた津波避難ビルのうち、新たな想定において高さが足りなくなった建物は使用不可とするなど見直しを行った。

ア 見直し前【24 施設】

No	津波避難ビル	No	津波避難ビル	No	津波避難ビル
1	市川中学校	9	江陽小学校	17	水産会館
2	根岸小学校	10	江陽中学校	18	八戸港貿易センター
3	城北小学校	11	<u>小中野小学校</u>	19	横浜冷凍
4	<u>下長中学校</u>	12	<u>小中野中学校</u>	20	東北グレーンターミナル
5	下長小学校	13	<u>総合教育センター</u>	21	県立八戸中央高等学校
6	城下小学校	14	<u>柏崎小学校</u>	22	県立八戸盲学校・聾学校
7	第二中学校	15	第三中学校	23	八戸火力発電所
8	八戸小学校	16	東部終末処理場	24	小中野公民館

※下線は使用不可となった津波避難ビル

イ 見直し後【21 施設】

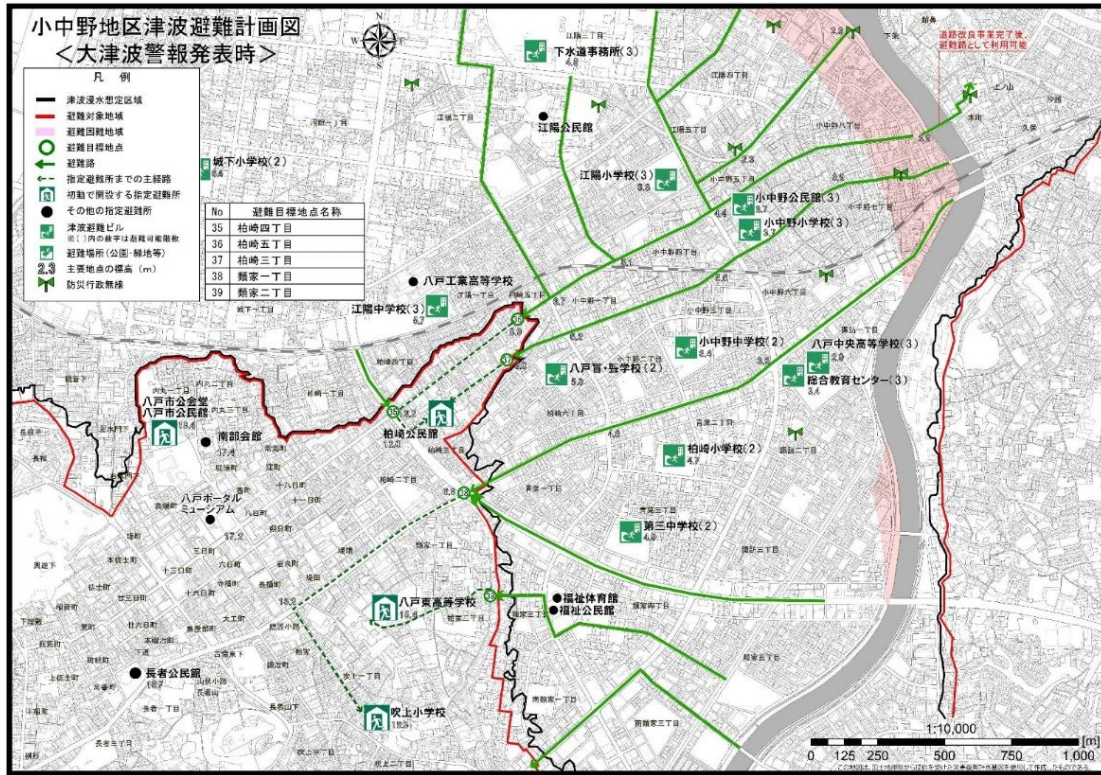
No	津波避難ビル	No	津波避難ビル	No	津波避難ビル
1	市川中学校	8	江陽小学校	15	東北グレーンターミナル
2	根岸小学校	9	江陽中学校	16	県立八戸中央高等学校
3	城北小学校	10	第三中学校	17	八戸火力発電所
4	下長小学校	11	東部終末処理場	18	小中野公民館
5	城下小学校	12	水産会館	19	多賀地区津波避難タワー
6	第二中学校	13	八戸港貿易センター	20	多賀多目的運動場
7	八戸小学校	14	横浜冷凍	21	八戸市津波防災センター

※赤字は前回の計画改定（H27.3）以降に整備された津波避難ビル

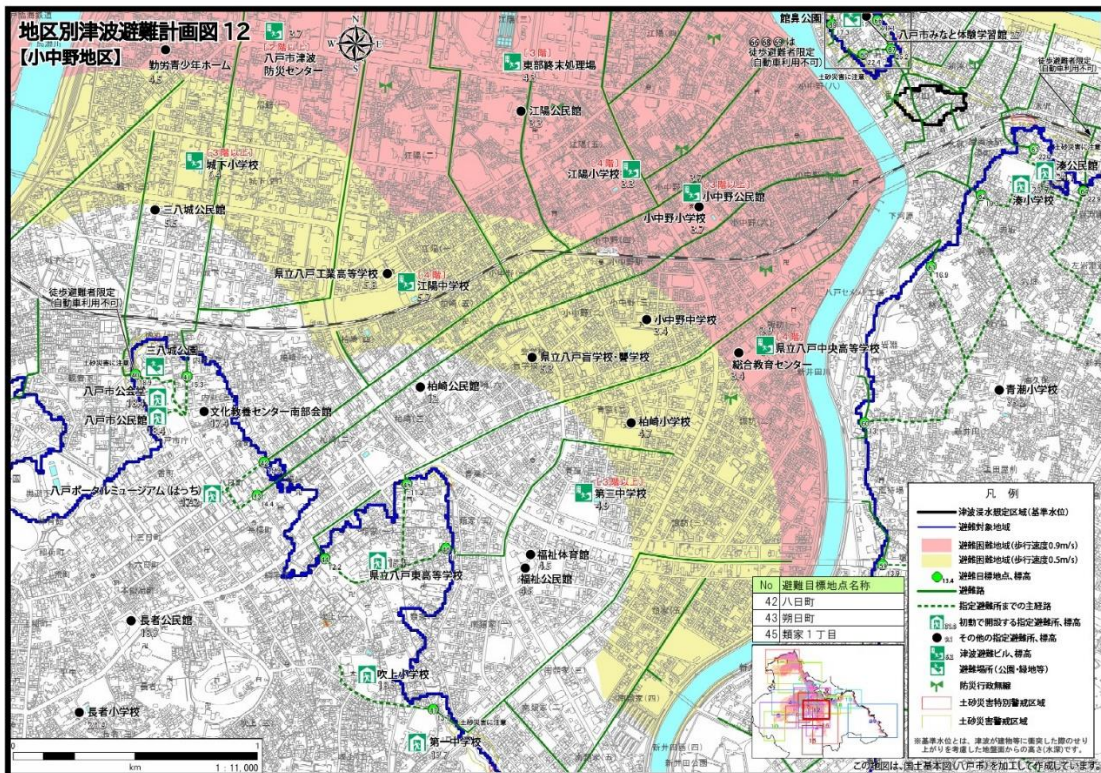
(5) 津波避難計画図の見直し

浸水域の拡大に伴い、避難目標地点や初動で開設する指定避難所、津波避難ビル、避難路等の見直しなどを反映した。なお、津波避難計画図は、計画改定後速やかに津波浸水想定区域内の世帯に印刷物を配布するほか、住民異動の際、市民課窓口で配布する。

【現行】小中野地区津波避難計画図（大津波警報発表時）



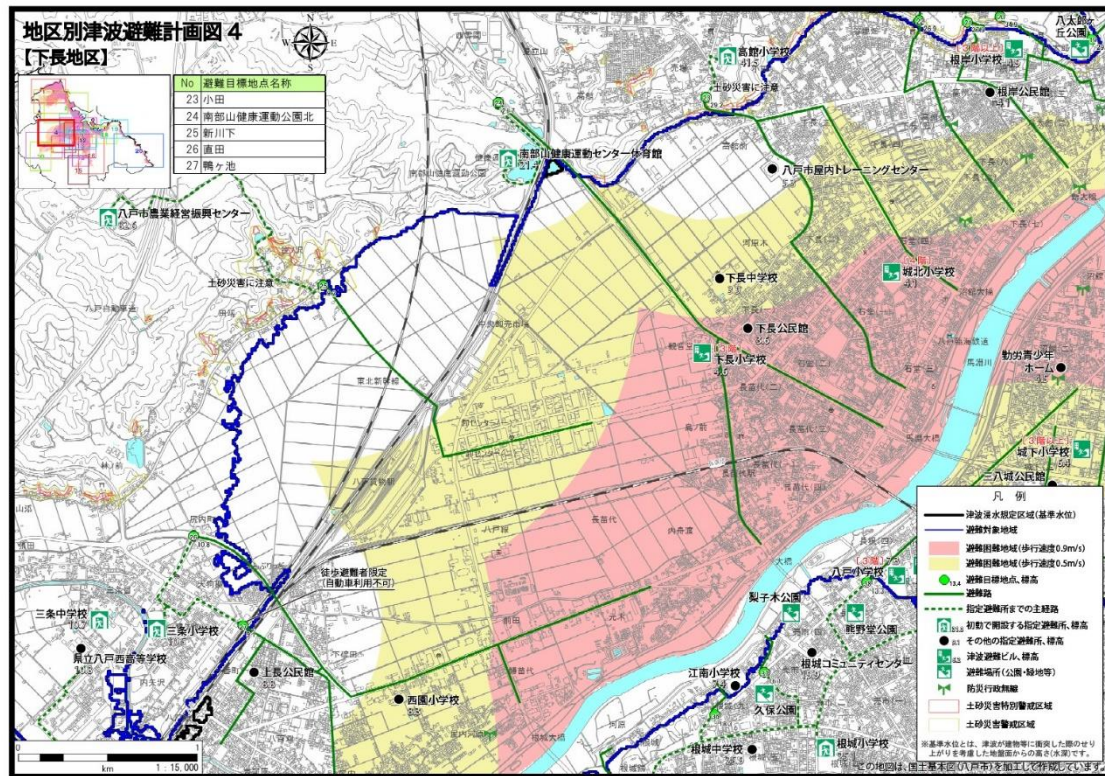
【改定後】小中野地区津波避難計画図（大津波警報発表時）



(6) 避難困難地域

津波避難施設を整備・検討するための基礎資料となる避難困難地域を抽出した。浸水域の拡大と第一波到達時間が早くなったことで、避難困難地域が拡大している。市は今後、避難困難地域を解消するため、津波避難ビルの指定や避難タワーの整備検討等、津波避難施設を確保するための対策を進めていく。

< 下長地区津波避難計画図（大津波警報発表時） >



※避難困難地域は、徒歩避難を原則として、津波到達予想時間までに避難対象地域外への避難が困難と考えられる地域をいう（図中ピンクと黄色で示されるエリア）。なお、津波避難ビルへの避難は考慮していない。

※図中ピンクのエリアと黄色のエリアの違いは次のとおり

- 避難困難地域（歩行速度 0.9m/秒） 通常（ベビーカーを押す人の目安）
- 避難困難地域（歩行速度 0.5m/秒） 歩行困難者

※基本的な歩行速度（0.9m/秒）は、市町村避難計画策定指針（青森県：令和3年7月）に記載されている歩行速度のうち最も遅い「ベビーカーを押す人」の歩行速度を設定している。

※人によって避難速度は様々であり、避難困難地域内であっても全ての居住者が避難出来ないというものではないことに留意。

(7) 今後の課題

津波浸水域の拡大や津波到達予想時間の短縮により、津波から逃れるための避難場所の確保や避難者が短時間で避難できるよう避難路等の整備が今後の課題となる。そのため、第3章「津波避難計画」中に、今後の課題を明記した。

7 今後の課題

(1) 避難路の整備

市は、避難者が津波からできるだけ短時間で円滑に避難ができるよう、国や県と連携を図りながら避難路の整備を進める。

(2) 津波避難ビルの指定、津波避難タワー等の整備検討

市は、避難困難地域の避難者や避難が遅れた避難者が緊急に避難するための場所を確保するため、民間施設の協力を得ながら津波避難ビルの指定等を推進するとともに、高台への避難に相当な時間を要する地域などにおいて津波避難ビルがない場合など、必要に応じて津波避難タワー等の整備等を検討し、避難困難地域の解消に努める。

(3) 指定避難所の拡充、広域避難の検討

被災した避難者が一定期間滞在する施設を確保するため、民間施設の協力を得ながら避難場所等の確保を進めていくとともに、市内で避難場所等を確保できない場合には広域避難についてあらかじめ検討する。

(4) 自動車による避難方法の検討

市は、歩行困難者が避難する場合や、想定される津波に対して徒歩で避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合などにおいて、地域の実情に応じた自動車での避難方法を検討する。

<自動車避難を検討する際の主な留意事項>

- ・自動車避難が可能な地域、適さない地域の条件整理を行うなど、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ設定する必要がある。
- ・徒歩による避難者の避難行動を妨げることなく、自動車の円滑な通行が可能となる経路（幅員が確保された道路など）を選定する必要がある。
- ・訓練などを実施することにより、徒歩避難者と自動車が混在した場合にも、円滑かつ安全な避難が実現される体制づくりと避難ルールの周知・徹底を図る必要がある。

八戸市職員の定年等に関する条例等の一部改正等（案）に伴う八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（案）の概要について

【八戸市職員の定年等に関する条例等の一部改正等（案）の概要】

1 改正等の理由

少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少を背景として、複雑高度化する行政課題への的確な対応が求められている中、高齢期職員の経験や能力の活用を一層進めるため、令和5年度より国家公務員の定年が60歳から65歳へ段階的に引き上げられることとなった。

これを受けて、令和3年6月に地方公務員法が改正され、地方公務員においても同様の措置が講じられるため、当市においても関係条例について所要の改正を行うものである。

2 条例改正の概要

(1) 段階的な定年引上げの実施

対象者	定年年齢	退職時期
令和5年度に60歳となる職員（S38生）	61歳	令和6年度末
令和6年度に 〃 （S39生）	62歳	令和8年度末
令和7年度に 〃 （S40生）	63歳	令和10年度末
令和8年度に 〃 （S41生）	64歳	令和12年度末
令和9年度に 〃 （S42生）	65歳	令和14年度末

(2) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

定年を引き上げる中であっても、若手・中堅職員の昇任機会を確保し、組織全体の活力を維持するため、60歳時点で管理監督職（課長級以上）にある職員は、原則、管理監督職以外の職（課長補佐級）へ降任させる。

(3) 定年引上げ職員の給与の取扱い

① 給料月額額の7割支給

引き上げ後の定年年齢までフルタイムで勤務する職員の給料月額は、60歳時点の給料月額額の7割水準とする。

② 退職手当に関する特例

61歳到達年度以降に退職した職員の退職手当は、定年引上げ前に定年退職する場合と比べ不利益とならないよう、60歳時点の給料月額により算定する。

(4) 定年前再任用短時間勤務制の導入と暫定再任用制の実施

① 定年前再任用短時間勤務制

職員の健康上又は人生設計上の理由等による多様な働き方へのニーズに対応するため、本人の希望により、定年退職までの間は、再任用短時間の職に任用できる制度を設ける。

②暫定再任用制 ※現行再任用制度の経過措置

現行の再任用制度を廃止し、定年年齢を段階的に引き上げる間は、現行と同様に定年後に再任用できる制度を暫定的に設ける。

(5) 情報提供・意思確認

職員に60歳以後の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、60歳以後の勤務の意思を確認する。

3 改正等をする条例

- (1) 八戸市職員の定年等に関する条例
- (2) 八戸市職員の再任用に関する条例 ※廃止し、再任用にかかる制度は(1)に規定
- (3) 八戸市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例
- (4) 八戸市職員の分限に関する基準、方法及び効果に関する条例
- (5) 八戸市職員の育児休業等に関する条例
- (6) 八戸市職員の勤務条件に関する条例
- (7) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
- (8) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- (9) 八戸市職員の給与に関する条例
- (10) 八戸市職員の特殊勤務手当支給条例
- (11) 八戸市職員の寒冷地手当支給条例
- (12) 八戸市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (13) 八戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- (14) 八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (15) 八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

※八戸市職員退職手当支給条例については、別途、「八戸市職員退職手当支給条例の一部改正等(案)」で改正を行う。

【(15) 八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正等(案)の概要】

1 改正等の主な内容

①60歳に達した職員の給与

医師又は歯科医師等を除く職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後の給料月額を、当該職員に適用される給料表の級及び号給に応じた額の7割とする。

②役職定年による降任をされた職員の給与

医師又は歯科医師等を除き、管理監督職勤務上限年齢による降任をされた場合、従前の給料月額の7割水準の額となるよう調整額を支給する。

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行する。